

# 令和2年度(仮称)君津版ハローワーク管理運営事業業務委託仕様書

## 1 概要

本事業は、就職に関する相談窓口として、求職者への職業紹介を行うとともに、求職者の職業選択や能力開発等に関する個別カウンセリングを行う。また、人材不足を課題とする地元中小企業等に対する人材確保を支援し、雇用の推進に努めるものとする。

## 2 契約期間

契約締結の翌開庁日から令和3年3月31日(水)まで  
なお、開設は令和2年9月上旬を予定。

## 3 履行場所

君津市役所内(君津市久保2丁目13番1号)

## 4 開設日時

### (1) 職業紹介

月曜日～金曜日(祝日、及び12月29日～1月3日を除く。)  
9時～17時(12時～13時を除く。)

### (2) 個別相談

週2日以上(祝日、及び12月29日～1月3日を除く。) 9時～12時  
1人1時間程度の予約制とする。

## 5 対象者

市内在住・在職・在学中の方で、就職(転職)を希望する人  
市内に移住を希望する人  
求人を希望する企業、農業者

## 6 事業項目

### (1) 職業紹介の実施

- ア 就業マッチング事業(求職相談→希望企業等への紹介→就職)
- イ 就職に関する相談
- ウ 上記ア及びイに関する電話相談

### (2) 求職者の職業選択、能力開発等に関する個別相談

### (3) 企業、農業者の求人開拓とマッチング支援

## 7 事業内容

### (1) 職業紹介の実施

#### ア 就業マッチング事業(求職相談→希望企業等への紹介→就職)

求職者が希望する求人企業への紹介を行う。また、事業実施に当たっては、以下の項目に留意すること。

- (ア) 管轄都道府県労働局に対して、有料職業紹介事業を実施する旨の届出を行うこと。
- (イ) 相談者の現状を把握し、就職の決定や相談の解決まで、相談者に寄り添って対応し、かつ速やかに業務を行うこと。
- (ウ) 利用者に対してアンケートを実施し、効果的な就業支援の向上に努めること。
- (エ) 就職決定者についても、後追い調査等を実施し、採用後の動向の把握に努めること。

#### イ 就職に関する相談

就業に関するあらゆる相談に応じること。また、関係機関等と連携し、関連事業や支援機関、就職に役立つセミナー等の情報提供を行うこと。

※具体的な連携方法等については、提案事項とする。

#### ウ 上記ア及びイに関する電話相談

就業に関する相談等に応じること。

### (2) 求職者の職業選択、能力開発等に関する個別相談

週2日各半日以上、キャリアコンサルタントによる個別相談を、予約制により1回あたり1時間程度行うこと。求職者の要望や能力を把握し、適性やニーズに沿った求人紹介を行うとともに、必要に応じて、職場定着のための相談等のフォローアップを行うこと。また、応募書類等の書き方や面接対策など、就職に向けた支援を行うこと。必要に応じて適切な専門機関の紹介を行うこと。

### (3) 求人企業、農業者の求人開拓とマッチング支援

君津商工会議所、及びJAきみつと連携し、人手不足を課題とする企業や農業者の求人開拓を行い、求職者とのマッチングを支援すること。なお、求人受付にあたっては、職業安定法等の関係法令を遵守するとともに、事業者に十分に説明し、理解を得たうえで受付を行うこと。

#### (4) 人員配置

事業を実施するにあたり、以下の人員を確保すること。①と③については兼務により同一人物が複数の役割を担うことも可能とする。

- ①職業紹介、相談 1名以上(常駐)
- ②求職者の職業選択、能力開発等に関する個別相談  
キャリアコンサルタント1名以上(週2回、各半日以上)
- ③求人開拓 1名以上(随時)

### 8 実績報告

以下に掲げる項目について毎月10日までに前月分の実績を報告すること。

- ・新規求職者数
- ・新規求人数
- ・有効求職者数
- ・有効求人数
- ・有効求人倍率
- ・紹介件数
- ・就職件数
- ・その他市が必要と認めるもの

### 9 その他

- (1)本仕様以外の独自提案があれば、ご提案ください。
- (2)本市、県、国の就労・就業支援関連事業及びその所管と連携を図るとともに、定期的に情報交換を実施し、効果的な事業運営を図ること。
- (3)本市の施政方針や総合計画等を踏まえ、整合性のある事業実施を行うこと。
- (4)業務に際して、インターネット回線を設置し、PC設備機械、ファックス・コピー複合機、電話器などを準備するとともに、通信費用を負担すること。なお、障害発生時等にも円滑な対応ができるようにすること。なお、相談員及び資料閲覧用の机・いす、鍵付きの書架、個別相談用パーテーション、ファイルワゴンについては市が用意する。
- (5)業務に係る個人情報については、君津市個人情報保護条例の本旨に従い、本市と十分協議のうえ、適切に扱うこと。
- (6)履行期間満了以降に、委託業者が変更になる場合、業務を円滑に引き継げるように、相談業務に係る利用者登録簿、相談経過、開拓求人一覧など、電子データで扱っているものはエクセル形式等で一覧にまとめて提出し、すみやかに翌年度の委託業者及び本市に引継ぎや協議を行い、相談継続中の市民が不利益を被ることのないよう努めること。また、上記電子データについては、十分な引継ぎが

確認された後に、PC、サーバ等から確実に消去すること。  
(7)その他、仕様書に定めのない事項については、君津市と協議すること。